

東日本大震災により被災した自動車の処理について

平成 24 年 2 月 24 日

平成 23 年 3 月 11 日に被災した自動車のうち、陸前高田市が仮置場に移動し保管しているものについて、下記のとおり引渡し・処理の受付を行います。

1 引渡し・処理受付対象の自動車

11 月 19 日から 1 月 31 日の期間中に市が仮置場に移動し保管している自動車 43 台
保管自動車の一覧は市役所庁舎に掲示するとともにホームページにも掲載します。

2 受付時間

平日 8 時 30 分～17 時 15 分

3 受付場所

陸前高田市建設部建設課 (市役所仮庁舎 2 号棟 2 階)

4 引渡し

(1) 個人で引き取る場合

受付をし、自動車を取り出せるようになった際に市から所有者に連絡します。

(2) 市に処分を依頼する場合

市に処分を委任する申込書を記入していただきます。

いずれの場合も本人確認のため運転免許証等の身分証明書を持参ください。

また、車検証上の所有者が自動車販売会社やクレジット会社になっている場合は所有者である会社とご相談ください。

5 自動車の処理

(1) 次のいずれかに該当する場合、平成 24 年 3 月 9 日に処分を決定し、使用済自動車として市が処理します。

①所有者から申し出が無く連絡が取れない場合。

②損傷が著しく所有者を確認できない場合。

(2) 市が処理を行う場合に、資源価値として収入が生ずる場合がありますが、上記(1)に該当する場合はこれを放棄したのものとして取り扱います。

6 廃車手続き

廃車手続きについては所有者において手続きをお願いします。

7 お問い合わせ

陸前高田市建設部建設課 電話 0192-54-2111 (内線 252)